## 森町移住就業支援補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 町長は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から森町に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住就業支援補助金を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領(平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知)、森町補助金等交付規則(昭和42年森町規則第3号)その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。(定義)
- 第2条 この要綱において「移住」とは、森町へ住民票を異動し、生活の本拠を森町へ移すことをいう。
- 2 この要綱において「中小企業等」とは、移住就業支援補助金の対象として静岡 県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設す る東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- 3 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をい う。
- 4 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- 5 この要綱において「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 移住就業支援補助金(以下「補助金」という。)の対象となる者は、申請時において、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たす就業、起業等に該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
  - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
    - (ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住 又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への 通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者として の通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
    - (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京 圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をし ていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を 移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
  - イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
    - (ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。
    - (イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
    - (ウ) 森町に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
  - ウ その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
    - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない こと。
    - (イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配 偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するもので あること。
    - (ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
    - (エ) 当該補助金に類する他の補助金で、町長が指定する補助金の交付を 受けていないこと。
    - (オ) その他町長が不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件

- ア 一般の場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する こと。
  - (イ) 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載 している求人であること。
  - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う 職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
  - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、 申請時において当該中小企業等に就業していること。
  - (オ) (イ) の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の 対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人 材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる 要件のいずれにも該当すること。
  - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する こと。
  - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、補助金の申 請時において当該法人に就業していること。
  - (ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務 する意思を有していること。
  - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職 することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であっ

て、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

- イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
  - ア 本町への転入時点で40歳未満であること。
  - イ 町内事業所に正規で就業していること。
  - ウ 本町に移住する直前の5年間のうちに、森町ふるさと交流会に参加経験が あること。
- (5) 起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の 申請時において当該交付決定日から1年以内であること。
- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合に限る。) 次に掲げるいずれにも該当すること。
  - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に移住したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において転入後1年以内 であること。
  - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住就 業支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 町長に提出しなければならない。
  - (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

- (2) 移住先の住民票(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員 全員分)
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)
- (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村 税の完納証明書等
- (5) 移住就業支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第1号の2)
- (6) 別表2に掲げる証明書類等
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。
  - (1) 補助金の申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
  - (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び森町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び確定)

第7条 町長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、移住就業支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に定める移住就業支援補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った日から起算して10日以内又は町長が別に定める日までに、請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各 号の事項に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとす る。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとし て町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 全額の返還
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金の申請日から3年未満に森町から転出した場合
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に森町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年3月17日告示第14号)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の森町移住就業支援補助金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年 1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者 については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第86号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の森町移住就業支援補助金交付要綱第3条の規定は、令和3年3月1日 以降に移住した者(同条第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移 住し、かつ、就業した者)について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者 については、なお、従前の例による。

附 則(令和3年7月16日告示第118号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月4日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の森町移住就業支援補助金交付要綱別表1の規定は、施行日以後に移住 した者について適用し、施行日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月28日告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、令和 5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正後の森町移住就業支援補助金交付要綱別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、施行日以降に移住した者について適用し、施行日前に移住した者については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月8日(以下「施工日」という。)から施行し、令和 5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正後の森町移住就業支援補助金交付要綱の第3条第1号イ(イ)、同条第2号ア(エ)、同号イ(イ)及び同条第6号エの規定は、施行日以降に移住した者について令和5年11月9日から適用し、施行日前に移住した者については、なお従前の例による。

## 別表1 (第4条関係)

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算

備考 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳 未満である者をいう。

## 別表2(第5条関係)

区分	証明書類等

補助金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住就業支援補助金の申 請用) (様式第2号)
補助金 (テレワークの場合) の交付を 受けようとする者	就業証明書(移住就業支援補助金の申 請用) (様式第2号の2)
補助金 (関係人口の場合) の交付を受けようとする者	就業証明書(移住就業支援補助金の申請用)(様式第2号)及び森町ふるさと交流会実行委員会発行の参加証明書
補助金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就 業証明書その他の移住元での在勤地、 在勤期間及び雇用保険の被保険者であ ったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別 区に通勤していた法人経営者又は個人 事業主	開業届出済証明書その他の移住元での 在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者(通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ)	在学期間や卒業校を確認できる書類並 びに移住元での在勤地、在勤期間及び 雇用保険の被保険者であったことを確 認できる書類

# 様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

### 移住就業支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

### 森町長 様

森町移住就業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係 書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

## 1 申請者欄

フ	IJ	ガ	ナ			生	年.	月日	
氏			名			年		月	日
住	A. ===	Ŧ	電話						
1±:			所		番号				
メー	ールフ	アドレ	ノス						

## 2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族 の人数 (1の申請者は含まない)	人
			上記家族の人数のうち18歳未満 の者の人数	人

補助金の種類	就業 (一般)	就業 (専門人材)	テレワーク	関係人口
1111-97-112-134	起業			

## 3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。)

申請日から5年以上継続して、森 町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就 業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役 等の経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親 族に該当しない	B. 3 親等以内の 親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載)	A. 自己の意	思であ	B. 所属からの命			
森町への移住の意思について	る		令である			
	森町への転刀	、時点で40歳	未満である			
(関係人口の場合のみ記載)	町内の事業所	斤に正規で就業	している			
該当する項目について	森町に移住する直前の5年間のうちに、森町					
	ふるさと交流	流会に参加経験	がある			

### 4 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期間	住 所
	₸
	₸
	₸

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載)東京特別区への在勤履歴(注)5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業先の住所

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載) 東京特別区への通学履歴

期間	通学先	通学先の住所

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署								
勤務先の住所	₹							
#1.76 th _ 45 / 45 th	週	٠	月	年	回程度	/	行くことはない	/
勤務先へ行く頻度	その	)他	(					)

## 様式第1号の2 (第5条関係)

様式第1号の2 (第5条関係)

#### 移住就業支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住就業支援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

#### 1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び森町から求められた場合には、 それに応じます。
- (2) 以下の場合には、森町移住就業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
  - イ 補助金の申請日から3年未満に森町以外の市区町村に転出した場合:全額
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合:全額
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
  - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に森町以外の市区町村に転出した場合:半額

#### 2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、森町が住民基本台帳に記録 されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び森町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住就業 支援補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府 県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

森町長 様

住所

申請者

氏名

## 様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

### 就業証明書 (移住就業支援補助金の申請用)

年 月 日

森町長 様

所在地 事業所名

代表者名

電話番号

担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は 取締役等の経営を担 う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合		
※プロフェッショナル人材事業又は先導	目的達成後に離職することが前提ではない	
的人材マッチング事業を利用している場合のみ	利用した事業名	

備考 移住就業支援補助金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業 継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び森町の求め に応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 様式第2号の2 (第5条関係) 様式第2号の2 (第5条関係)

### 就業証明書(移住就業支援補助金の申請用)

年	月	Ħ
2E-	_	_
_		

森町長 様

所在地

事業所名

代表者名

Ð

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤務者住所	
(移住前)	
勤務者住所	
(移住後)	
勤務先部署の済在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む。)ではない
2 m/th	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地
その他	方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住就業支援補助金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び森町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

### 様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

#### 移住就業支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号年 月 日

様

森町長 回

森町移住就業支援補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、及び確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額

Щ

#### 2 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に森町での居住が困難となった場合又は補助金の申請日 から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速 やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び森町から求められた場合には、 それに応じなければならないこと(報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申 請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。)。

### 備考

- 1 森町移住就業支援補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合には、補助金の全 額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
  - (2) 申請日から3年未満に森町以外の市区町村に転出した場合:全額
  - (3) 申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合:全額
  - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
  - (5) 申請日から3年以上5年以内に森町以外の市区町村に転出した場合:半額
- 2 フラット 35 地域活性化型 (地方移住支援) の金利引下げの適用について
  - (1) この通知書はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- (2) 補助金の返還を請求された場合は、フラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下 げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込み が必要となります。
- 3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 補助金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の 特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により交付の決定及び確定を受けた森町移住就業支援補助 金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

森町長 様

住所

氏名 印

振込先金融機関名及び支店

口座種別

口座番号

(フリガナ)

口座名義